

男女 共同参画社会の実現をめざして

あなたは大丈夫ですか？それってデートDVかも…

デートDVとは、結婚していない恋人間の暴力をいいます。配偶者暴力防止法の適用対象は、配偶者や内縁関係に限定されているため、防止法の対象とならないデートDVへの対策が、新たな課題となっています。

デートDVとは？

殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、相手を思い通りに支配しようとする態度や行為も含み、基本的にはDV（ドメスティックバイオレンス）と変わりありません。しかし、配偶者暴力防止法の適用対象とならないことから、デートDVの対策が難しいという問題があります。

道内でもデートDVに悩む若い女性からの相談が増えており、昨年4月には、デートDVをテーマにしたテレビドラマも放送され、この問題に対する関心が高まっています。

こうした暴力行為はDVです

さまざまな態度や行為で相手を自分の思いどおりに支配しようとする次の行為はすべてDVです。

身体的暴力＝殴る・蹴る・つねる・たたく・髪の毛を引っ張る・物を投げる・押さえつける・首を絞めるなど…

性的暴力＝キスや性行為を強要する・ポルノなどを無理やり見せる・避妊に協力しない・性行為について人に話すなど…

経済的暴力＝バイトをさせたり、辞めさせたりする・お金を出させる・借りたお金を返さない・借金をさ

せるなど…

精神的・社会的暴力＝繰り返し批判する・皮肉や嫌味を言う・不機嫌になつて無視する・携帯電話の履歴やメールを細かくチェックするなど…

対等である友人関係なら決して許されないようなところが、恋愛関係になつた途端に「女は男の言う事を聞いて当たり前」「愛情のしるし」などという一方的な価値観が生まれてくるようになります。相手が暴力を振るうのは「自分のせいだ」と相手を怒らせないように無意識に行動していませんか？デートDVだと思つたら一人で悩まず、まずは相談してください。

70歳以上で構成される高齢世帯の住宅用火災警報器設置費用を助成します

対象になる方

市内に住所があり、70歳以上の方で構成される世帯で、市民税が非課税世帯および均等割のみが課税されている世帯並びに生活保護世帯（市営住宅居住者は除く）

助成の内容

購入・設置費用（1器分）を助成します。ただし、市が指定する火災警報器取扱店に申込みをしていただきます。

申請方法（3月2日より受付）

申請場所 高齢福祉係
・名寄庁舎2階11番窓口
・風連庁舎1階4番窓口

受付時間

8時45分～17時30分
（土・日・祝日を除く）

持参するもの

印鑑・健康保険証、介護保険証など（生年月日などが確認できるもの）
ご家族などによる代理申請もできます。

警報器の種類

煙を感知する煙式と、熱を感知する熱式がありますが、火災をより早く感知するため、煙式を設置してください。（台所など火災以外の煙を感知するおそれのある場所は、熱式でもかまいません。）

警報器の設置場所

寝室 普段就寝に使われる全ての部屋に設置します。
階段 寝室がある階の階段の上部に設置します。

消防法が改正され、平成23年5月末までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

問い合わせ

高齢福祉課高齢福祉係
名寄庁舎
☎01654 2111
（内線3231）
風連庁舎
☎01655 2511
（内線113）

問い合わせ 市役所名寄庁舎
3階企画課男女共同参画担当
☎01654 2111
内線3308・3309
✉ ny-nmkyod@city.nayoro.lg.jp